

薬剤師奨学金返還支援金の制度概要

○手続きの流れ

- (1) 薬剤師の正規職員募集（令和9年4月採用）に応募
- (2) 支援金対象者の認定を申請
- (3) 薬剤師として正規職員に採用、町立病院で勤務開始
- (4) 当年度の奨学金返済予定額について支援金の交付申請 ※毎年度
- (5) 当年度の奨学金を返済し、実績報告書を提出 ※毎年度
- (6) 当年度の奨学金返済に対する支援金を請求 ※毎年度

交付要綱等の詳細は
今後公表

○支援金対象者の認定の要件

- (1) 次のいずれかに該当する方
 - ・ 薬学生（募集年度に卒業・修了する大学生・大学院生）で薬剤師免許取得済み 又は 取得見込み
 - ・ 南阿波定住自立圏域（本町・阿南市・牟岐町・美波町・海陽町）外で勤務している薬剤師ただし、町立医療機関就業の直前3年間に南阿波定住自立圏域内の医療機関・薬局等での勤務がないこと
- (2) 町の正規職員（薬剤師）採用試験（採用日が募集年度の翌年度の4月1日までのもの）の募集に申込みの方
- ただし、採用日時点で満40歳以下であること
- (3) 大学・大学院の在学中に奨学金（日本学生支援機構奨学金等）の貸与を受けており、返還残額がある者
- ただし、変換を開始している場合は、返還の滞納がないこと
- ※他の地方公共団体や企業が実施する奨学金返還支援制度との併用可

○交付対象期間

- ・ 町立医療機関就業日（奨学金返還が開始されていない場合は返還開始日）から20年以内
- 奨学金貸与団体において返還期限の猶予があった場合は、猶予期間の延長可（上限3年）

○支援金額

- ・ 返還残額から他の支援制度の助成金額を控除した額（上限1416万円）
- ・ 支援金月額、上記対象額を交付対象期間の月数で除した額（上限13万円(注1)）
- 1回の返還額が13万円超(注1)の場合は、年額156万円(注1)まで対象
- (注1) 6年(助成金受領累計月数が72か月)より後は、上限月額10万円（年額120万円）

○交付要件

- ・ 町立医療機関に薬剤師（正規職員）として勤務していること
- ・ 奨学金に返還残額があり、滞納なく返済していること
- ・ 町税等を滞納していないこと
- ・ 薬剤師育成に関する研修プログラムを受講すること
- ・ 交付累計月数の1.5倍以上を就業期間として町立医療機関に勤務すること(注2)
- ただし、上記の就業期間は、交付累計月数が9年未満かつ交付累計月数の1.5倍が9年以上となる場合は9年、交付累計月数が9年以上の場合は交付累計月数の期間

○支援金の返還

- ・ 交付要件を満たせなくなった場合は、交付を受けた支援金の返還が必要
- なお、(注2)の要件を満たせなくなった場合は、返還額の2/3程度を免除